

第三十八回 参議院 法務委員会 會議 録 第九号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日) 午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 松村 秀逸君

理事 井川 伊平君

大川 光三君

高田なほ子君

大谷 豊潤君

委員

青田源太郎君

大野木秀次郎君

林田 正治君

大森 創造君

赤松 常子君

市川 房枝君

國務大臣

植木庚子郎君

法務大臣

古川 丈吉君

法務政務次官

大沢 一郎君

法務省矯正局長

事務局長側

常任委員

西村 高見君

会専門員

本日の會議に付した案件

○矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松村秀逸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

矯正医官修学資金貸与法案を議題に供します。

前回に引き続き質疑を行ないます。

当局から植木法務大臣が出席されてお

ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。――ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

矯正医官修学資金貸与法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松村秀逸君) 全会一致でございます。よって矯正医官修学資金貸与法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の審議は終了いたしました。

次回は四月六日午前十時より開会する予定であります。

本日はこれをもって散会いたします。 午前十時五十一分散会

三月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九七号)

一、笠松刑務所移転等に関する請願(第九九七号)

一、でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制定促進に関する請願(第一〇二〇号)(第一〇四五号)(第一〇五三三号)(第一〇八一〇号)(第一〇八四号)(第一〇一〇六号)(第一〇一三六号)(第一〇一七六号)

一、裁判所法附則第三項改正に関する請願(第一〇二三号)(第一〇五九号)(第一〇八五号)(第一〇八六号)(第一〇八七号)

一、売春防止法改正に関する請願(第一〇九九号)

第九九二号 昭和三十六年三月十日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)

請願者 東京都世田谷区成城町 五四九 早川敏一外二 十名

紹介議員 下村 定君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本の歴史に基礎づ

けられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である、ゆえに国民は、皇室に対し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに戦後、一部の者とはいえ、皇室の尊厳をおかす者がふえたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものがあらわれたことは、もはや国民の黙視できないところである。今日、世界いずれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対して嚴重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを嚴重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第九九三号 昭和三十六年三月十日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十二通)

請願者 千葉県習志野市谷津町 七丁目 水越三郎外九 十三名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第九九四号 昭和三十六年三月十日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十二通)

請願者 東京都渋谷区神山町五 六 遠藤格外百九十名

紹介議員 大谷 豊潤君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一一四四号 昭和三十六年三月十六日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(三通)

請願者 愛知県西春日井郡新川 町横町五六 戸田纈外 百五十名

紹介議員 大谷 豊潤君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第九九七号 昭和三十六年三月十日受理

笠松刑務所移転等に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡笠松町 長 山本清之助

紹介議員 古池 信三君

岐阜県羽島郡笠松町所在の笠松刑務所は、昭和二十三年九月一日岐阜刑務所主管のもとに、開放的といわゆる格子なきろう獄という新しい構想で笠松女子学園として発足し、翌二十四年六月一日独立して笠松刑務所と改称、もつぱら女囚を収容して現在に至っているが、時代の變遷につれ刑務所付近一帯は、商家、工場及び学校等が極度に密集し本町の主要な中心街を形成するに至り、とくに中部地方最重要の国道二

十一号線に沿う交通要衝の位置となつてゐる。さらに本町は岐阜県下最高の織物生産を主とする工業都市であり、年ごとに隆昌発展をとげ、文化も著しく向上し、岐阜市あるいは一宮市等隣接都市に比し見劣りしないまでに躍進しつつある現況であるとき、本刑務所は一万一千坪からなる広大な地域を占め、本町の発展を極度に阻害しているばかりでなく、教育上並びに一般に与える悪影響もまた甚大であることは、多くの人のひとしく痛感してゐるところであるから、本町はじめ中郡日本町の産業界発展のために、当地方一帯全住民の心からの熱願を入れて、この際すみやかに笠松刑務所を本町以外の適当な地域に移転せられ、かつこれが敷地、建物などを笠松町に払い下げられたいとの請願。

第一〇二〇号 昭和三十六年三月十一日受理
でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ三六〇日本基督教婦人矯風会内 沢野くに

紹介議員 永末 英一君

昭和三十五年四月によく発表を見るに至つた改正刑罰法準備案中の保安処分(第十六章)中の禁断処分は、酔犯罪者の処罰ときより正に適切な処置であるから、すみやかにこれが制定を図られたい。またでい酔して家族に暴力的危害を及ぼす者に対しても法的に規制せられたいとの請願。

第一〇四五号 昭和三十六年三月十一日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区鉢山町一四 角谷園子

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第一〇五三三号 昭和三十六年三月十三日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 熊本市大江町大江三六四 近沢まさ

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第一〇八一号 昭和三十六年三月十四日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ四一七 藤野とり

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第一〇八四号 昭和三十六年三月十四日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布四ノ三三〇二 須田三重子

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

五日受理
でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 福島県相馬郡鹿島町寺内 植松周

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第一一三六号 昭和三十六年三月十六日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井二ノ一、七三七 川本知恵子

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第一一七六号 昭和三十六年三月十六日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都小金井市中町三ノ二、〇九九 竹上正子

紹介議員 奥 むめお君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十六年三月十一日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願
(二通)

請願者 福岡市柳原町二ノ五三ノ二 佐藤和治外十九名

紹介議員 高田なほ子君

裁判所に勤務する代行書記官、代行調

査官、代行速記官は、日常、書記官、調査官、速記官となら異なることのない同一質量の業務に従事し、かつその責任も同一であり、代行であるからとして、責任を免れることも法規上不能であるにもかかわらず、給与、身分上の差別待遇は著しく、また拡大してゐる実情であるから、裁判所法附則第三項が規定している代行書記官、同調査官、同速記官制度を廃止して、書記官、調査官、速記官に切り替えられたいとの請願。

第一〇五九号 昭和三十六年三月十三日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願
(二通)

請願者 鳥取県境港市竹内町二七八 佐近勤外二十一

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇八五号 昭和三十六年三月十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

請願者 鳥取市行徳二区 高垣明弘外九名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇八六号 昭和三十六年三月十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

請願者 山口県吉敷郡大内町大字下小鯖四、六一五 柴崎典正外九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇八七号 昭和三十六年三月十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

請願者 山口県徳山市小沢町三、五五七 武居浩外九名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇九九号 昭和三十六年三月十四日受理

売春防止法改正に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西窪五九一ノ一二 渡辺年子

紹介議員 藤原 道子君

売春防止法が施行されてから三年になり、関係機関団体の努力によつて、法施行による成果が実を結びつつあるにもかかわらず、モグリ売春等による売春事情の深刻化や、自衛隊員、船員漁夫等の性懲り上りの不便を理由に、法を廃棄しようとする動きが一部において行なわれているが、このような事態は、売春根絶のために必要な各種施策や、思いきつた社会改善が伴っていないこと、また、現行の売春防止法がきわめて不十分不徹底なものであることが原因であるから、(一)婦人の転落防止のための措置、(二)転落婦人の補導の強化(補導期間の延長その他)、(三)婦人保護施設の拡充(分類収容並びに婦人精薄者の救護施設の増加等)、(四)ヒモの規制並びに管理売春の取締りの強化、(五)売春の相手方(男子)に対し猛省を促す措置等を含めた法の改正を促進せられたいとの請願。